

## 栗原家所蔵 唐土大明神の由来書と御届書を読む

作家・翻訳家 池上 正治

### はじめに

相模原市にある「藤野町」小淵（現、緑区小淵）の栗原家は、唐土大明神の「由来書」と「御届書」など、徐福や始皇帝のことを記した古文書を所蔵している。最初に拝見したのは、2004年のことだった。昨（2017）年、同地にある三柱神社などを取材した。これを機に、この2つの古文書の精読を試みた。

### 由来書とは

もとの「唐土大明神之由来書」が書かれたのは、宝暦5年（1755年）10月のことである。筆者は「別当 峯昌寺 禰宜 宮内」。別当（寺）とは、神仏習合が盛んだった江戸時代、神社を管理するために置かれた寺院のこと。

その約100年後、嘉永2年（1849）12月、この由来書は、別当峯昌寺により書写、すなわち書き写された。これは『富士古文書』などがそうであるように、伝統的な継承のやり方である。後者が前者と全く同じであるかどうかは、検証のやりようがない。

→ 別紙

### 御届書とは

由来書から約150年、その書写から約50年後、大正2年10月に、「御届書」が書かれた。書いたのは、三柱神社氏子惣代の栗原定之助である。この御届書には宛て名があり、「愛甲郡厚木町蚕業取締所内 神奈川県技手 原 岱 殿」となっている。

この御届書は、少なくとも2つの意味で重要な文献と思われる。その1は、これまで先人たちが言及してこなかった。その2は、明治期、廃仏毀釈や修験禁止令の政策の下、唐土大明神がどのように扱われ、なぜ三柱神社ができたかを、明記しているからである。

→ 別紙



## 唐土大明神之由来書

抑(そもそ)も 当村鎮守 唐土大明神と申し奉るは 本朝人皇六代之  
帝 孝安天皇之御時二当り 秦始皇帝仙術を好み 長

命不死之良薬 東国に有(ある) 事を聞支(き) 其薬を求め度(たく) 使

を徐福と云(いう) 者に命す(ず) 徐福 謹て御請(うけ) 致し 既に 本国を

出發せんと欲する時 始皇帝自から吾(わが) 肖像を徐福に

与える 徐福帝の尊像を御(まもり) て渡海す 日本筑紫

に着(つく) 夫より中国を廻り東国に至らんとす 東国に来るも国始(はじ)

まらず 悪者共 所(ところどころ) に集合して 輒(たゞ) すく廻る事能わず

已(やむ) なく徐福 中国に将(まさに) 帰らんとす 然れども是迄(まで) 来り 空敷く

帰るも 残念なるとて 帝より給りたる尊像を 当村 深山

成(なる) 鷹取山の中央成(なる) 岩石に納めて当地を去る 後 其

尊像を 誰云(いう) となく 大明神と唱える 久しく其地に祭り

有るも 年を経て 寛平(かんびょう) 年度に始めて村里を定める

後 慶長年二至り 村人 其尊像を里に移す 同七寅(とら) 年

地頭 彦坂小刑部(こぎょうぶ) 殿 替る 地頭 神社仏閣を記調す 其

時 里人 昔の由来を申立る 地頭 聞(きき) 届(とどけ) 之上 始めて唐土の

二字を加え 唐土大明神と申渡す 惣(すべ) れば 唐土大明神 始皇

帝を祭りたる者とす

右の通り相違御座なく候 以上

宝曆五亥年十月

別当 峯昌寺

禰宜 宮内

冰曲書

過日御出張之際御尋之預に唐大明神由來百御歸定之  
後村方重之者相談之其是撥物平諸位何方之其千  
其傳兼を拜由たし

折當其鎮守唐大明神守之其昔之太朝入皇天代  
之市孝安天皇之御時當之奉之始皇帝仙術ヲ好ミ  
長命ナル良樂東國自之受其樂之我之使之徐  
福云者命之東國主之拜之我兼前之命ヲ請拜  
福謹御請致我由奈下之於之時帝自體之尊

像之拜福與之拜福之請納本國由奈之日本渡  
ル兼以奈之着夫より中國之廻り東國主之トヤシガ其頃  
東國之所之忍者共集合之居之輒之廻リ能ハス當  
地止セテ中國之歸ラントス之拜福之之追奉印トシテ  
去奈之御り帝より給ワリタル尊像之當村の深小ル鷹  
取山中之岩石に奈之其傳當之去ル其尊像誰レト  
ナリ大明神ト崇之永ク其地安在之當也其頃人亦少ク  
經續之人亦ナシ過之人家起ラズ又死シテ起キテ  
久シクシテ後寛平年頃より漸ヤクシテ入里トナル後履  
長手皮ニ至リテ一組之傳之里人其岩石に尊像ヲ里ニ

後大同七年壬午北頭坂少刑部殿管下巡回ニテ神社  
 伊治及諸ノ其時北頭ト首ニ由来ノ中ニ北頭ト申シ  
 依テ唐土ノ字ヲ加テ唐土大明神ト改メ然レトモ其以  
 前律福カ尊像ニ祭リタル舊島取山ノ岩石ニ其後トテ  
 一人大明神ト唱ニ信見文ニ千久世大和守孫御領地ト成リ  
 村々食次ノ托行ニ其時其岩石ノ傍ニル澤邊ト云ハ字也  
 大明神ト云フ端ヲ託載百ノ當時ノ官簿ニ依リテ明  
 繁ノリ之レ依リテ之ノ觀ルモ祖先ヲ傳承ニ説ク確實  
 ナル者トシ後明治二年ニ至リ垂山縣御管下ト御伊治  
 ヲ廢シテ神社トシ居土大明神ト唐土神社ト改メ牛頭天王ト

八坂大神ト大牟禮大権現ヲ大牟禮神社ト改メ尚又  
 明治六年七月申其節ノ余依リテ唐土神社ト社ハ八坂  
 大牟禮西社ト合儀トシニ社神社ト名テ改メ素ヲ唐  
 土大明神ト依取リ神ト崇メ居ルモ尚又合儀ト後モ諸  
 人懈怠ナリテ奉業無キ榮ニ乾テ諸人ニ歸依多ク  
 右之理由トシテ祖先ヲ傳承又ハ旧跡ニ依テ參考スルニ決  
 テ誤リ無之者ト省做シ且曩ノ始皇帝ガ律福ト與ニカレ  
 尊像ト正シテ始皇帝ト尊像トナレ者ト推察任依テ  
 九段反御首像也

神奈川縣津井郡山梨村

大正三年十月六日  
 三社神社長子惣代  
 西本東定之助

三社神社長子惣代  
 神奈川縣津井郡山梨村  
 三社神社長子惣代  
 西本東定之助

御届書

過日 御出張之際 御尋ネニ預ル 唐土大明神ノ由来ニ 付 御帰宅之  
後 村方重立(おもだち)シ者 相談之上 其証拠物 取調候処 何分ニモ 其手  
掛リナク 只々昔之伝承ニ依ルノ外 他ナク 何レ之説ト雖モ 同様ニ付  
其伝承スル理由 左ノ如シ

一 抑モ 当村鎮守 唐土大明神ト申スルハ 其昔シ 本朝人皇六代  
之帝 孝安天皇之御時ニ当リ 秦ノ始皇帝 仙術ヲ好ミ  
長命不死ノ良薬 東国ニ有ルト聞 其薬ヲ求メ度 使ヲ徐  
福ト云者ニ命シ 東国ニ至リ 尋ネ求メ来ル可シ トノ命ヲ請 徐  
福 謹テ御請致シ 既ニ 出發セント欲スル時 帝手自(てずから) 僅(わずか)ノ尊  
像ヲ 徐福ニ与エル 徐福之ヲ請納(うけおさめ)テ 本国ヲ出發シ 日本ニ渡  
ル 筑紫ニ着 夫レヨリ 中国ヲ廻リ 東国ニ至ラントセシガ 其頃  
東国ハ所々ニ惡者共 集合シ居リ 輒(たや) スク廻ルコト能ワズ 当  
地ニ止リ 已ムナク 中国ニ帰ラントスルモ 徐福之(こ)レ迄来ル印トシテ  
出發ノ砌(みぎ)リ 帝ヨリ給ワリタル 尊像ヲ 当村内 深山ナル鷹  
取山中ノ岩石ニ祭り 其俣(まま) 当地ヲ去ル 其尊像 誰レ云ト  
ナク 大明神ト崇メ 永ク其地ニ安在ス 当地ハ其頃 人家少ナクシテ  
経続ノ人家ナシ 適々人家起テハ 禿(つぶ)レ又禿レテハ 起キルコト  
久シクシテ 後 寛平年頃ヨリ 漸ヤクニシテ 人里トナル 其後 慶  
長年度ニ至リテ 一組ヲ保ツ 里人 其岩石ナル尊像ヲ 里ニ  
移ス 同七寅年 地頭彦坂小刑部殿 管下巡回シテ 神社  
仏閣ヲ取調ル 其時 地頭ニ 昔ノ由来ヲ申立ル 地頭ノ命ニ  
依リ 唐土ノ二字ヲ加エテ 唐土大明神ト改メル 然レドモ 其以  
前 徐福ガ尊像ヲ祭リタル 鷹取山ノ岩石ハ 其後トテ  
モ 人々 大明神ト唱エ 寛文四年 久世(くぜ) 大和守様 御領地下成リ  
村々 検地ヲ執行ス 其時 其岩石ノ傍ナル 沢辺ノ土地ノ字名

ハ 大明神井戸端 ト記載有ルハ 当時ノ官簿ニ於テモ 明  
瞭ナリ 之レニ依テ 文ヲ觀ルモ 祖先ヨリ伝承スル説ハ 確實  
ナル者トス 後 明治二年ニ至リ 葦山県御管下ノ砌リ 仏号  
ヲ廢シテ 神社トス 唐土大明神ヲ 唐土神社ト改メ 牛頭(ぎゅうず) 天王ヲ  
八坂大神ト 大牟礼大権現ヲ 大牟礼神社ト 改メル 尚又  
明治六年 七月中 其筋ノ命ニ依テ 唐土神社ノ社ヘ 八坂  
大牟礼両社ヲ合併シテ 三柱神社ト 名号ヲ改メ 素(す) (元) ヨリ 唐  
土大明神ハ 依般(いわ) ノ神トシテ 崇メ 居ルモ 尚又 合併ノ後モ 諸  
人 懈怠(けたい) ナク 蚕業繁栄ニ就テハ 諸人之レヲ 帰依多シ

右ノ理由ナレバ 祖先ヨリ伝承 又ハ旧跡ニ依テ参考スルモ 決  
テ誤リ無之者ト看做シ 曩(むかし)ニ 始皇帝ガ 徐福ニ与エタル  
尊像ハ 正シク始皇帝ノ尊像ナル者ト 推察仕(つかまつる) 依テ  
此段 及御届(御届に及び) 候也

神奈川県津久井郡小淵村

三柱神社氏子惣代